

高梁市告示第 21 号

森林経営管理法（平成 30 年法律第 56 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙に掲げる森林の経営管理権集積計画を定めたので、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記のとおり縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 26 日

高梁市長 石 田 芳 生



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

高梁市のホームページ及び高梁市役所産業経済部農林課

3 本告示により、高梁市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそ

れぞれ設定される。